

年 月 日

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いに係る誓約書

小樽市長 様

事業者住所

事業者名称

代表者氏名

印

小樽市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の保険給付について、受領委任払いの届出をするに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の支給申請を行おうとする居宅要介護被保険者等に対する福祉用具の販売及び住宅改修に関しては、関係法令及び通達並びに小樽市の規則、要綱等を遵守すること。
- 2 福祉用具の販売及び住宅改修に当たっては、居宅要介護被保険者等の立場に立ち、心身の状況及び意思を勘案し、及び尊重して適切に行うよう努めること。
- 3 福祉用具の販売及び住宅改修に当たっては、小樽市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 4 居宅要介護被保険者等から福祉用具の購入及び住宅改修に際し受領委任払いによる取り扱いの希望があった場合は、事業者は、正当な理由なく、受領委任払いの取扱いを拒否しないこと。
- 5 介護保険住宅改修費の支給申請を行おうとする居宅要介護被保険者等の住宅改修を取り扱う場合は、当該住宅改修の内容が分かるよう、改修予定箇所の日付入り写真及び改修後の形状等を示す図面並びに費用等の内訳を明記した見積書を作成し、居宅要介護被保険者等に発行すること。

- 6 前項で作成した見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更内容を居宅要介護被保険者等に知らせること。また、当該居宅要介護被保険者等を担当する居宅介護支援事業者等と連携を図り、小樽市に対し変更が生じた旨の報告を行うこと。
- 7 福祉用具の販売又は住宅改修を行うときは、居宅要介護被保険者等から、当該福祉用具又は住宅改修の代金（保険給付の対象となる部分の費用に限定）のうち、当該被保険者の負担割合証に記載された利用者負担の割合分の金額（1円未満に端数が生じた場合は切り上げるものとする。）の支払を受けるものとし、これを増減して徴収しないこと。また、その支払を受けた際には、領収書及び費用等の内訳が分かる書類並びに住宅改修にあつては改修箇所の日付入り写真を作成し、居宅要介護被保険者等に発行すること。
- 8 福祉用具の販売又は住宅改修について居宅要介護被保険者等から苦情又は相談があつた場合には、必要に応じて速やかに訪問等をし、その状況及び事実関係の確認を行い、居宅要介護被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対処すること。その際には、担当の居宅介護支援事業者等と連携するほか、小樽市との協議により適切な対応方法を検討して対処すること。
- 9 福祉用具の販売又は住宅改修に伴い、事業者の責めに帰すべき理由により、居宅要介護被保険者等に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償を行うこと。
- 10 事業者は、届出内容に変更があつたときは、所定の書式を用いて、速やかにその旨を小樽市に届け出ること。
- 11 事業者は、受領委任払いの取扱いを休止し、又は廃止するときは、所定の様式を用いて、あらかじめ、その旨を小樽市に届けること。
- 12 事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族その他の関係者の個人情報等を漏らさないこと。その職を退いた後も同様である。また、これらの個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- 13 偽りその他不正の行為によって保険給付の支払を受けた場合は、小樽市の返還命令に応じて、その全部又は一部を返還すること。
- 14 この誓約書の遵守事項に反した場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付の支払を受け、若しくは受けようとした場合は、受領委任払いの取扱いができなくなることもあるので留意すること。